



使用済みインクカートリッジは リサイクルへ

村では、家庭用プリンター使用済みインクカートリッジの拠点回収をしています。全メーカー回収対象となっていますので、使用済みインクカートリッジはごみとして捨てずに、回収ボックスへ入れていただきますようお願いいたします。

なお、回収ボックス設置場所は以下の3カ所です。

【回収ボックス設置場所】

- 役場庁舎（玄関）
 - 保健センター
 - コミュニティセンター「やまなみ」
- ※ごみ減量化・リサイクル推進にご協力をお願いします。

問合せ 保健衛生課 ☎82-1777



固定資産税 (こんなときは届出を)

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金で、次の場合は、必ず税務会計課まで届出をしてください。

○建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、令和3年1月1日までに完成した場合は、令和3年度の固定資産税の対象となるため、届出をお願いします。

○建物を取り壊したとき

令和2年12月31日までに建物の一部または全部を取り壊した場合は、令和3年1月31日までに届出をお願いします。取り壊した建物につきましては、令和3年度から固定資産税の対象外となりますが、届出がないと対象となることがあります。

問合せ 税務会計課
固定資産税担当 ☎82-1224



太陽光発電設備に係る固定資産税 (償却資産)の課税について

太陽光発電設備システムを設置すると、固定資産税の償却資産に該当し、課税の対象となる場合があります。

個人の方の場合、10kw以上の太陽光発電設備システムを設置し、売電を行うと、事業の用に供している償却資産に該当しますので、固定資産税の課税対象となります。

売電による所得の申告とは別に償却資産申告書を役場税務会計課へ提出することが必要です。償却資産の申告に必要な書類は税務会計課窓口にあります。

問合せ 税務会計課
固定資産税担当 ☎82-1224



小正月の「ケズリバナ」 体験学習会を開催します

他の地域では珍しい貴重な伝統文化である、豊作の願いが込められた小正月の「ケズリバナ」体験学習会に参加してみませんか。

みなさんの参加をお待ちしています。

- 日時** 令和3年1月9日(土)
午前9時～正午
- 場所** ふるさと館(旧大内沢分校)
- 参加費** 無料
- 募集人数** 10名(村内在住の方)
- 講師** 倉林 均 氏
- 持ち物** ナタガマ(ナタ)、小刀、軍手を各自用意してください。
- 申込み** 12月21日(月)までに教育委員会へ申し込んでください。
- その他** 作業のできる服装でお越しください。
また、新型コロナウイルス感染症対策のため、必ずマスク着用をお願いいたします。
- 申込み・問合せ** 教育委員会事務局
☎82-1230



納めた国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和2年1月から令和2年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和2年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(令和2年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1226